

会 議 記 録

会議名称		令和 7 年度第 1 回 杉並区公契約審議会
日 時		令和 7 年 8 月 21 日（木）午前 10 時 00 分～午前 11 時 05 分
場 所		東棟 6 階 教育委員会室
出席者	委員	水島委員、砂川委員、金子委員、高取委員、島田委員、今里委員
	事務局	総務部長、経理課長、営繕課長、契約係長、契約担当係長、契約係員
傍 聴 者		6 名
配布資料		資料 1 杉並区公契約審議会委員名簿 資料 2 杉並区公契約審議会事務局職員名簿 資料 3 公契約条例の運用状況について 資料 4 特別区の公契約条例の動向について（工事又は製造の請負契約） 資料 5 特別区の公契約条例の動向について（工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約・指定管理協定） 資料 6 人事院勧告等の動向について 資料 7 審議会の検討スケジュールについて（案） ・令和 7 年度第 1 回杉並区公契約審議会 参考資料
会議次第		1 開会 2 諮問 3 報告 (1) 公契約条例の運用状況について (2) 特別区の公契約条例の動向について (3) 人事院勧告等の動向について 4 議事 (1) 公契約審議会の検討スケジュールについて (2) 令和 8 年度の労働報酬下限額について 5 その他 (1) 第 2 回杉並区公契約審議会 6 閉会

(開会前に、経理課長より会議及び会議録の公開についての説明、配布資料確認あり)

○島田会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第1回公契約審議会を開会いたします。

初めに、本日の会議は委員全員が出席してございますので、条例に規定する定足数に達しているということをご報告させていただきます。

開会に先立ちまして、山田総務部長よりご挨拶を頂きたいと存じます。山田総務部長、よろしくお願いいたします。

○山田総務部長 皆様、こんにちは。総務部長の山田でございます。また今年もこの季節がやって参りました。お忙しい中、公契約審議会の今年度の第1回ということでお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

振り返りますれば、公契約条例が施行されたのが2020年、令和2年の8月1日でございます。ちょうど丸5年経過したということで私自身も感慨深いものがございますけれども、この間、この審議会を通じまして、毎年度の労働報酬下限額について非常に難しい内容をご議論いただいて、適切に決定してきていただいていることに対しまして、厚く御礼申し上げますとともに、今年度もぜひよろしくお願いしなくてはと思っています。

国の昨今の状況、今日もご案内、ご説明を申し上げますけれども、国家公務員の人事院勧告、また、地域別最低賃金の関係なども 刻一刻と情報が更新されているのが、この7月、8月という状況でもございます。今後のスケジュールも含めてご案内いたしますけれども、今年末にかけて何回かお集まりいただいてご議論いただく中で、適切な水準というものを確定させていきたいというふうに思っておりますので、お忙しい中とは存じますが、今年度もどうぞご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

○島田会長 どうもありがとうございました。それでは、次第2でございますが、諮問に入りたいと思います。よろしいですか。

○山田総務部長 令和7年8月21日、杉並区公契約審議会会長様。杉並区長、岸本聡子。諮問書。区における公共工事等の入札、契約等の適正化及びその業務に従事する労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公契約の適正な履

行及び公契約に基づく公共工事等の品質の確保を図るため、特定労働者等に対して支払われる賃金に係る令和8年度労働報酬下限額を定めることについて、貴審議会のご意見を承りたく、杉並区公契約条例第7条第2項の規定に基づき諮問します。どうぞよろしくお願いいたします。

（ 総務部長から島田会長へ諮問書を手交 ）

○島田会長

はい。ありがとうございます。

ただいま、令和8年度の労働報酬下限額につきまして、諮問を頂戴いたしました。委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力をお願い申し上げたいと存じます。

それでは、この諮問内容を踏まえまして、これより審議を進めさせていただきます。

まず、第3の(1)公契約条例の運用状況についてでございますが、事務局から報告をお願い申し上げます。

○青木経理課長

それでは、公契約条例の運用状況についてご報告いたします。資料3をご覧ください。

まず、1番の労働報酬下限額の適用状況でございますけれども、工事又は製造の請負契約は、令和7年度においては、7月1日現在、21件適用しております。工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約は、令和7年度においては、現在、212件適用しております。指定管理協定は、条例施行後に公募したものから適用することとしたため、令和7年度は新たに5件適用しております。

次に、2の特定労働者等の申出及び立入調査状況につきまして、引き続き0件となっております。

次に、3の周知状況でございますけれども、契約の受注者に対しては、労働報酬下限額の適用等について、入札実施時又は見積依頼時、さらには契約時に案内をしております。

また、労働者に対しては、受注者から案内を掲示又は書面交付するよう求めてきたところでございます。また、令和5年度から引き続き周知を強化するため、労働報酬下限額を記載した令和7年度版のポスター及び労働者への周知カードを作成し、配布したところでございます。加え

まして、令和7年度より新たに区のホームページに労働者などの方向けの専用ページを作成しまして、労働者の賃金などに関する相談フォームから受付できるようになっております。私からは以上でございます。

○島田会長

はい。ありがとうございました。

ただいまの事務局からの報告につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

では、私から1件だけ。最後、相談フォームということなのですが、現段階で具体的に何かございますか。あったでしょうか。状況がもしお分かりになれば教えてください。

○青木経理課長

こちらについては0件となっておりますけども、事前の相談といううなものは数件入っているという状況になってございます。

○島田会長

ありがとうございます。いい試みだと思いますので、継続していただければと存じます。

それでは、引き続きまして、(3)の特別区の公契約条例の動向について、また、続きまして、(4)人事院勧告等の動向について、事務局からご報告をお願いいたします。

○青木経理課長

それでは、特別区の公契約条例の動向について報告させていただきます。資料4をご覧ください。こちらは、各区における工事及び製造の請負契約の労働報酬下限額の算出方法でございます。

まず、令和7年度から文京区と台東区が運用を開始しており、工事については杉並区と同様の算出方法となっております。また、品川区が昨年度条例を施行し、令和8年度からの運用開始を予定しております。

他の変更点としましては、足立区の熟練労働者、一人親方の算出方法が、令和6年度は他区と同様に直近の公共工事設計労務単価の90%としていたところ、1年度前の令和6年度の95%となっております。また、見習い・手元などの労働者の算出方法についても、令和6年度は軽作業員の令和5年度公共工事設計労務単価の72%としていたところ、軽作業員の令和6年度公共工事設計労務単価の73.4%へ変更となっております。

各区における令和7年度の工事又は製造請負の熟練労働者、一人親方の労働報酬下限額は、下限額を設定している13区中11区が公共工事設計

労務単価に対する割合を90%としております。見習い・手元などの労働報酬下限額についても、13区中11区が軽作業員の公共工事設計労務単価の70%としております。

次に、資料5をご覧ください。こちらは、各区における工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約・指定管理協定の労働報酬下限額でございます。

大きな変更点としましては、工事と同様に、今年度から台東区と文京区が運用を開始しております。杉並区におきましては、昨年度に行われた審議会にて、労働報酬下限額は1,400円で決定したところでございます。下限額を設定している特別区全体で比較した場合、杉並区の1,400円というのは13区中4番目に高い金額となっております。

なお、労働報酬下限額の設定に当たって参照している職員の賃金ですが、13区中、杉並区を含む6区が会計年度任用職員の報酬単価としております。

最後に、今後、公契約条例の運用を予定している特別区の動向でございますが、先述のとおり、品川区が令和8年度より運用開始予定と伺っております。今後の動向については、引き続き注視してまいりたいと存じます。

続きまして、資料6をご覧ください。人事院勧告などの動向について報告いたします。

まず、国家公務員に対する人事院勧告でございますが、人事院は8月7日に国家公務員の給与に関する報告及び勧告を行いました。勧告の内容でございますが、資料に記載しているとおり、月例給、ボーナスともに引き上げております。人材確保の観点から、特に若年層に関して重点を置いて引上げをしております。例えば高卒者に係る初任給については6.5%の引上げ、金額にして1万2,300円の引上げとなっております。平均の改定率は全体で3.62%となっております。

なお、特別区人事委員会の勧告は、例年どおり10月中旬に行われる見込みとなっております。

次に、2の東京都の最低賃金でございますが、東京地方最低賃金審議

会は、本年の8月7日、現行の最低賃金の時給額1,163円を63円引き上げ、1,226円とすることが適当であるとの答申を行っており、これによる引上げ率は5.4%となっております。

最後になりますが、資料にはおつけしておりませんが、昨年度の審議会でご意見を頂戴しておりました事項について、3点ご報告をさせていただきます。

1点目ですが、まず水島委員から公募型プロポーザルにおける区内事業者の受注機会確保につきましてご意見を頂戴しておりましたが、公募型プロポーザルの実施上のルールを本年4月に改正しまして、応募事業者が区内事業者である場合に加点する規定を新たに設けまして、既にその運用を開始しております。

2点目ですが、金子委員、砂川委員より、長期継続契約における予算措置についてご意見を頂戴しておりましたが、現在、対応について庁内で検討を継続しております。次回の審議会の際には具体的な対応をご報告いたします。

3点目、最後になりますが、工事の見習い・手元などの労働内容の実態について、工事現場でいわゆる見習い・手元などとして雇用されている方の実態の把握についてでございますけれども、事務局から特定受注者に提出を依頼している特定労働者等の労働条件等に関する事項の報告書におきましては、当該案件に従事した労働者の職種を報告いただいておりますので、特定公契約案件に占める見習い・手元など、及び軽作業員の状況を集計いたしましたので、ここでご報告いたします。

令和6年度を履行期間に含む特定公契約80件のうち、軽作業員が従事していた案件は12件。内訳は、道路舗装工事で8件、造園工事で2件、建築工事で2件でございました。見習い・手元等が従事した案件は8件で、内訳は電気工事で5件、造園工事で2件、エレベーター工事で1件でございました。

なお、事務局といたしましては、見習い・手元の業務の実態を把握するためには少し工夫が必要ではないかと、現在考えております。具体的な把握方法につきましては、その手法を含め、現在検討中でございます。

今後具体的な手法が固まりましたら、審議会の場でご報告させていただきたいと存じます。

以上がご報告となります。ご意見等ございましたら頂戴できればと存じます。よろしくお願いいたします。

○島田会長 はい。ありがとうございます。ただいまの事務局からの報告に関しまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

 はい。どうぞ、高取委員。

○高取委員 はい。調べていただいて、大変ありがとうございます。この見習い・手元、工事のところなんですけれども、これは職種で調べたというところになりますよねと。賃金で調べたというよりは、職種で調べていただいたという形ですね。

○青木経理課長 はい。

○高取委員 分かりました。ありがとうございます。

○島田会長 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

 前年度の審議会の最後で、私どもの審議会のほうで事務局にお願いした事項につきまして、今日までの検討結果のご報告を頂戴したところでございますが、長期継続契約についても、一応、今ご対応を考えられているということで、大変ありがとうございました。

 また、見習い・手元等につきましては、その実態については委員の中でも様々なご意見のあるところでございますので、事務局のほうとして、一応調べていただきましたが、まだまだ具体的にどうなのかということについてはさらにご検討いただけるということなので、よろしくお願いいたしますというふうに思います。

 ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

 (なし)

○島田会長 はい。ありがとうございます。

 それでは、ただいまの事務局からの報告も踏まえまして、次第4の議事に入りたいと存じます。まずは検討スケジュールについて、事務局からご説明を頂戴できればと存じます。

○青木経理課長 それでは、資料7をご覧いただきたいと存じます。本日の第1回審議会

では、下限額の設定に向けてご意見を頂きたいと考えてございます。本日の意見を踏まえ、次の第2回審議会におきましては、一定の方向性として答申案をまとめていただき、11月中旬に想定されます特別区人事委員会の勧告に対する妥結がなされた後の第3回審議会におきまして、答申を頂ければと考えております。

なお、第3回審議会の開催時期でございますが、区の当初予算へ確実に反映させる観点から、11月上旬頃と予定させていただければ幸いです。検討スケジュールについての説明は以上となります。

○島田会長 はい。ありがとうございます。12月上旬。

○青木経理課長 失礼しました。12月上旬頃です。訂正させていただきます。

○島田会長 はい。第3回は12月上旬ということでございました。本日を含めまして3回の開催で、12月上旬頃に答申を行うというスケジュール案が示されたわけでございますが、このスケジュールでよろしゅうございますでしょうか。

(了 承)

○島田会長 ありがとうございます。

それでは、次が、ここから労働報酬下限額の答申に向けて、皆様のご意見を伺ってまいりたいというふうに思います。

まず、工事又は製造の請負契約について委員の皆様のご意見を頂戴したいと思いますが、熟練労働者等の下限額につきましてご意見のある方はございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○高取委員 はい。では、私から。熟練のほうで90%というのは、どの区と比べていただいてもしっかりしたところでありますけれども、そろそろ杉並も、本当に5年たちまして、実効性の担保、熟練工に関しては9割払われているのかどうかというところを、しっかり、昨年アンケートもやっていただいていますけれども、引き続きアンケートをやっていただきたいのと、あとは、例えば他区では、お隣の新宿区なんかですと、社労士さんのモニタリングということを昨年度から開始されていて、社労士さんが保険の内容ですとか賃金がもらえていますかというところまで突っ込んで確

認をしていると。あとは、日野のほうでは、審議委員の皆さんで現場に行って、現場で職人さんですとか、いろんな方と実際に話をしていると。そういったことで、どこまで実効性が担保されているのかなという、ただただいいものをつくって、90%ですからこれでいいですねというのは、ありがたいことではあるんですけども、中身のところをしっかりと審議会でも把握していく必要があるのかなと思っております。パーセンテージ的には、90%、9割でいいのかなとは思っております。

○島田会長 はい。ありがとうございます。ほかに何かご意見ございますでしょうか。

 はい、どうぞ。

○今里委員 はい。今の高取委員からのご提案というかご質問は、非常に重要な点だと思いました。その問題提起をしていただいた背景には、他区とか他市で、そのような動きがあるということは、その背景に、具体的に実効性の担保において何か問題があるというような事例とか、そういう事実関係のご認識というのがございますのでしょうか。

○高取委員 よろしいですか。

○島田会長 どうぞ。

○高取委員 実際にこの東京都の中でたくさん公契約条例ができていまして、審議委員の中に全建総連、東京都連、東京土建の私たちの仲間がみんな審議委員で結構入っておりまして、現場に行って話をすると、実際にはなかなか、正直この金額をもらえていないねという人が、やはりほぼほぼというのですかね、もう、実態を伺うとそういうことが多いので、やはりそこは、審議の中でも審議会でもしっかり把握して、じゃあどうすれば支払えるのか、どうすればその賃金がちゃんともらえるのかというところをどうやっていくかというのも、やっぱりここで悩んで考えていく必要があるのかなと思っております。

○島田会長 はい。ありがとうございます。ほかにご意見ございますでしょうか。

 (なし)

○島田会長 特にないようでしたら、90%というのが大体継続しているところでございますので、ほぼ据置きという方向になるのかなというふうに思いま

す。熟練労働者、一人親方については、他区の動向なども踏まえまして、これまで同様、令和8年度下限額は引き続き公共工事設計労務単価の9割とする、という方向性でよろしゅうございますでしょうか。

(了承)

○島田会長 ありがとうございます。それでは、次に、見習い・手元等の下限額についてご意見を伺いたいというふうに思います。事務局に審議の参考となる情報をまとめていただいておりますので、そのご説明をまずお聞きしたいと思います。

○青木経理課長 それでは、参考資料をご覧くださいと思います。1ページ、2ページをご覧くださいければと存じます。

こちらについては、都内の公共職業安定所の求人情報のうち、軽作業員、見習いなどの求人内容を抜粋して掲載しているものでございます。今回は、今年の2月から6月までの期間における求人内容をまとめております。軽作業、見習いなどについて報酬額を時給換算した額の平均は、パートタイマーは1,392円となります。続いて、7ページをご覧くださいと存じます。こちらにあります正社員については、1,501円という結果となっております。以上を参考にいただければ幸いです。

○島田会長 はい。ありがとうございました。ただいまの事務局からの情報提供も踏まえまして、見習い・手元等の下限額についてご意見を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○高取委員 はい。じゃあ、すみません。毎年、毎回お話をさせていただいております未熟練工に関してですけれども、この間もちょっと違う事業主さんといういろいろお話をさせていただくと、実際に現場には未熟練工というのはいないんだよという話を伺いました。そこはサッシ屋さんの会社で、サッシを、どんなに少なくとも2人1組で運んで取付けをすると。2人で一緒にサッシを運んで、1人は取付けをして、1人は押さえているなど、ということは、もう、この人は既に普通作業員なんだよということを教えていただきました。そうすると、軽作業員というのは、本当に現場で、もう数少ないんだなと。もう、国交省が規定している、軽微な水まきなどだけをというような方は、ほぼほぼいないのだろうなというところは

ありますが、そこを建設業に入るきっかけとするならば、やっぱり担い手3法を国が一生懸命法律を変えていただいて、建設業に携わる方というのが本当に減っているよと。このままでは、もう、防災、減災、本当に地震があったときに、地元で建設職人がいない。誰も助けてくれない。家も取壊しもできない。広範囲で、当然、東京なんかで起こると、杉並に職人が住んでいないと、もうどうしようもない状況が何日か続いてしまうような、そんな状況を打破するために、国も地元の職人をしっかり守って育てていくんだということで担い手3法を変えて、しっかり賃金が払われるようにしましょうというところがあるわけです。そうすると、もう、未熟練で入ってきて、この暑さで、この中で仕事をしろと言われたら、もう、すぐ辞めてしまいますよというようなことになるので、建設って、やっぱり、大変だけど、しっかりお金がもらえるんだなというところを示していかないと、なかなか担い手が育たないというところがありますので、未熟練としては、もう、言い続けておりますけれども、千代田区のように設定を無しにするのか、あとは軽作業員とは別の職種で設定するのか、軽作業員のまま熟練工と同じように90%にするのか、あとは普通作業員の70%にするのかなど、どこかしらに向かっていかないといけないのではないのかなと思っております。以上です。

○島田会長

はい。ありがとうございます。ほかにご意見ございますでしょうか。

○水島委員

水島です。毎回、この話題になると、高取さんとちょっとカウンターのような話になってしましまして、大変恐縮なんですけれども。高取さんの感触によれば、現場には手元作業員がいないというご指摘ですが、私も実際に建設会社を経営させていただいている中で、どうしてもその日は物をたくさん納品して各現場の場所に配らなければならないとか、そういうときに親方が、いわゆるアルバイトというのでしょうか、そういう方を雇用して、短期的に従事してもらおうということは、間々あることだというふうに思っております。その部分で、いわゆるこのハローワークなどで軽作業というような形で応募が行われているのが、恐らく、私としては実態はそうなのではないかなというふうに思っております。事務局で調べていただいたこのハローワークでの募集の単価、正社員で

1,500円を超えている中に対して、あくまでこの見習い・手元工の価格設定というのは、この審議会が開始して以来、このハローワークでの募集金額からの逆引きに、妥当な金額はどこだろうというところで、この審議会では他区の状況も含めて軽作業員の7割という形で合意を積み重ねてきたので、いつもこの軽作業の作業内容の議論になってしまうんですけども、私としては、あくまでいわゆる実勢価格、実勢の労働単価に対して見習い・手元工の金額に近い部分という引き方で、この70%という数字が導かれたというふうに思っております。しかも、その7割という数字では、先ほどのハローワークでの調査価格の単価よりも、正社員の1,500円よりも100円以上高い金額になっておりますので、決して安過ぎる価格ではないと、安過ぎる労賃ではないというふうに考えております。他区の状況を見ても、おおむねこの辺りがいい部類、部分ではないかなというところで、今回はまだ見直す必要はないんじゃないかなと思っております。一方で、先ほど事務局のご報告もありましたけども、実態調査のところで、もし、ぜひ、この辺りも、高取委員のお考え、感触と私の感触に差がありますので、ぜひ調査いただければなというふうに思っております。よろしくお願いします。

○島田会長

はい。ありがとうございます。今、水島委員もおっしゃられたように、先ほど私、申し上げたのですが、昨年度からの宿題は事務局として取り組んでいただいているところですが、実態に関する認識が審議会の中で一致していないという状況というのは、どうしても議論が平行線になりますので、それを解消する上では、今いろいろご検討いただいているところですが、ぜひ調査のほうを実施していただければなというふうに思います。そのほか、この件でご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○高取委員

少しだけいいですか。すみません。本当に、水島さん、毎回毎回このような形になっていきますけど、すみません、先ほどおっしゃっていただいた資材の積み込み・運搬は、既に普通作業員というふうに国交省は決まっておりますので、そこは軽作業員とはちょっと職种的には違う。職種の設定というの国交省が出していますけど、その中にはもう、人力によ

る資材等の積込み・運搬・片づけは普通作業員ですよというところになっていきますので、そこは一つご理解いただきたいのと、あと、ハローワークに引っ張られて、ハローワークより少し上だからとか、ハローワークの金額でいいんじゃないかとなると、もう公契約条例そもそものところが、ちょっと観点がずれてくるのかなとも思いますので、他区でもこの70%はもう議論に今年なっておりますので、うちとしてもぜひ議論させていただきたいなと思っております。

○島田会長 はい、分かりました。そこら辺の国交省のお考えも含めて、実態の検討をさせていただいた上で、引き続き議論させていただければというふうに存じます。ほかにご意見ございますでしょうか。

見習い・手元については議論の過程ということがございますし、また、他区の状況を見ましても、杉並と同じようにこの公共工事設計労務単価70%というふうな線が一応妥当な線として出ているところでございますので、相場も踏まえまして、昨年度同様、令和8年度下限額は、引き続き軽作業員の公共工事設計労務単価の7割ということで進めたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○高取委員 すみません。ここで議論はおしまい、もう決定というところになるのでしょうか。

○島田会長 今年度については、できればこの方向でいきたいと。事務局が、今、調査もしているところでございますし、それも踏まえて議論はしたいというふうには思うんですが、今年度ここを動かすというのはなかなか難しいかなというふうに思っております。

○高取委員 すみません。よろしいですか。

○島田会長 はい。

○高取委員 ここで私が申し上げさせていただいたのと水島さんの意見と、それと合わせて、2回、3回で決定していくということにはならないのでしょうか。

○島田会長 事務局のほうで今ご検討いただいているので、どういう調査がいいのかということについては、やっぱり一定程度の期間がかかりますので、まあ、2回、3回といいます、3回目は一応、どちらかというと、区の

人事委員会勧告が出て、その後、労使の妥結ということを踏まえて確認するということで、基本的には、次回、大体決定ということになりますので、ちょっと今回のスケジュールの中で、ここ自体を動かすという議論は難しいかなと。

ご要望として伺うことはできると思いますが、私としては、今年度、事務局に頑張ってもらって資料をご用意いただき、場合によっては審議会の皆さんにも調査のほうに参加していただくようなこともあるかもしれませんが、そういうことを踏まえた上で、言わば、私どもの、法律家の言い方ですと、よく立法事実というような言い方をするんですが、本当にそこを見直す必要があるのかどうなのかという、事実を確認した上で、審議会委員の方がご納得の上でということになりますので、ちょっと今年度はなかなか難しいかなと思っております。

○山田総務部長 会長、ちょっとよろしいでしょうか。

○島田会長 はい。

○山田総務部長 私も昨年度、また今年度、審議会の場で活発にご議論いただいている内容について、事務局としての受け止めも含めて申し上げたいと思うのですが、恐らく今お二方からお話しいただいたことを実態としてどう把握するのかということが大変難しい課題なのだろうというふうには、この間、事務局としても受け止めつつ、何ができるだろうということについては真摯に私たちとしても考えてきたところです。

実際に、特定公契約の工事現場に足を運んだときに、例えば見習い・手元等の労働者の方がどの方なのかということが、現実に分かるのかどうかということから始まって、現場での働かれている実質の把握みたいなものも大変難しいのではないか、というようなこと、また、今回は、出していただいた報告書の中身をチェックするということはさせていただいているんですが、それとかなりの作業量ということもございまして、事務局としても、そこは、頂いたご意見は真摯に受け止めながら、どんなことをすれば本当に実態が、今、会長からあった立法事実に当たるような、いわゆるエビデンスがどういうふうな形で導き出せるのかなというところについての検討も、少し私どもとしても取り組ませていただき

たいというところが、今日現在の状況でございます。何か、どちらの意見をオミットするというようなことは全く私どもは考えておりませんので、まさに中立、公平な立場で見たときに、現状がどうなのかということの見極めをどうすればいいのかということに非常に腐心しているというところでございますので、その点については、ぜひご理解を賜ればというふうに思っております。

○島田会長 ありがとうございます。そういうことですので、ぜひ、高取委員、水島委員、それぞれ、事務局のほうに、こういうところを見ればある程度分かるというようなことを、ご示唆を頂戴できれば、その上でまた事務局も具体的にやれることが出てくると思いますので、ぜひご協力を頂ければ大変ありがたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○水島委員 分かりました。

○今里委員 すみません。

○島田会長 はい。

○今里委員 すみません。双方のご意見、それぞれもっともな点のご指摘だなと思いまして、それについて、区の事務方のほうも真摯に受け止められてご調査を開始されているというのはいいことだなと思います。

それで、今日、頂いた資料を拝見していますと、この見習い・手元の平均を1,392円ですかね、出されている中で、具体的には、職種によって非常に大きくばらつきがあるなという印象を持ちまして、そうすると、なかなかこの審議会、条例の目的と審議会の性格からして、最低の金額をお出しするという枠組みというのはあるので、実態としては70%で妥当というか、そういう事例がある中で、じゃあ、そこを引き上げるためにはどうすればいいのかということについては、やはりかなりの立法事実も必要だということも事実かなというふうに、感じました。今後とも、ちょっと枠組みにも関わることですけども、調査をご継続いただければありがたいなど、本当に感想でしかございませんけども思いました。

○島田会長 ありがとうございます。ほかにご意見ございますか。よろしゅうございますでしょうか。

(なし)

○島田会長 高取委員としてはいろいろご不満な点もおありだというのは重々承知しておりますが、一応、この見習い・手元につきましては、他区の動向と市場の相場も踏まえまして、昨年と同様、令和8年度の下限額は引き続き軽作業員の公共工事設計労務単価の7割とするという方向でいかせていただければと存じます。よろしくお願いいたします。

 それでは、続きまして、業務委託契約と指定管理協定の労働報酬下限額について議論をしたいというふうに思いますが、これにつきましても事務局が参考となります情報をまとめていただいておりますので、まずお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○青木経理課長 それでは、参考資料の8ページをご覧ください。こちらにつきましては、令和6年度及び7年度における会計年度任用職員の短時間・業務職の1時間当たりの報酬額を掲載しております。杉並区の令和7年度の労働報酬下限額は、用務1年目の報酬額である1級30号の1,400円を採用したところでございます。前年の令和6年度は1,231円でしたので、額にして169円、引上げ率としては13.7%の大幅な引上げを行ったところでございます。特別区の職員の給与に関する人事委員会勧告に対する妥結は例年11月中旬であるため、今回は参考としまして、仮に5%引上げを行った場合と10%引上げを行った場合の、二つのパターンの報酬額を掲載してございます。例えば今年度と同様に、1級30号において5%引上げを行った場合の下限額については1,470円、10%引上げを行った場合には1,540円となっております。

 次に9ページをご覧くださいと存じます。東京都における消費者物価指数でございます。

 そして、10ページにおきましては、東京都における最低賃金、そして会計年度任用職員の短時間・事務補助の1級5号給、そして短時間・用務の1級30号給の推移を掲載してございます。こちらを議論の参考にしていただければと存じます。以上でございます。

○島田会長 はい。ありがとうございました。

 それでは、今の事務局からの情報提供も踏まえまして、業務委託と指

定管理協定の下限額の算定根拠についてご意見を頂戴したいと思います
が、いかがでございましょうか。

○砂川委員 はい、砂川です。1級30号というのは、もう今年で3年目ですか。約3
年前から始めて、その前は、事務補助でしたね。で、大幅な上がり方を
しているの、今回も昨年同様にこの1級30号を踏襲してやっていった
ほうがいいんじゃないかなと思います。まあ、上がり方がちょっとすご
いという気はしますけれども。でも、最初の2年前か3年前に決めて、
これでいきましょうといった合意の下でやっているわけですから、今年
も引き続きそういう形でやっていったらいいと思いますけれども。以上
です。

○島田会長 ありがとうございます。ほかにご意見いかがでございましょうか。

○水島委員 いいですか、それに関して。

○島田会長 はい、どうぞ。

○水島委員 水島でございます。7月に東京商工会議所の役員・評議員会で頂いた
ご意見ですが、まず、基本的な我々の事業者側の姿勢として、インフレ
が進んでいると。当然、賃金は上げなきゃいけない。それで日本経済が
外国から安いと思われないレベルまで一刻も早く追っかけていかなきゃ
いけないというのは、経済界も事業者側も、当然、前提として考えてお
るんですけども、やはり昨年のこの上がり幅が非常に大きくて、特に、
官の仕事と民の仕事を両方やっている事業者さんにとっては、非常に苦
渋、苦しい場面が多かったと。官の仕事をやっている自社の社員、自社
の雇員が、官の現場に行ったらこの金額、じゃあ、民の現場に行って同
じ金額を払えますかという、やっぱりなかなか難しいと。仕事の内容
はほとんど変わらないとかですね。じゃあ、民のほうを上げりゃいいじ
ゃないと言われるかもしれませんが、民だけの業者さんもいるわけ
ですよ、官の仕事はやっていない業者さん。そうすると、民の仕事に
おいては、いわゆる価格において不利になるということがもう出てきて
いる中で、当初は最低賃金とこの労働報酬下限額の差額が、パーセント
でやると広がっていつてしまいます。最賃が5%上がりました、労働報
酬下限額を同じだけ5%上げましょうという、パーセントは同じでも、

額では差がさらに広がっています。今回もそうですけど、1,400円の5%は70円、1,200円の5%は60円なんですよ。ちょっと数字を平たく言いましたけども、そうすると、額がどんどん開いていくということで、今回、学識経験者のお二人にぜひ教えていただきたいのですが、この公契約条例というのは、公契約のことを考える条例ですけれども、私はこの公契約審議会に最初から参加させていただいて考えていることは、公契約側が労働報酬下限額を上げていくことによって、いわゆるあまねく賃金が上がっていくと。公にかかわらず、民も。それがこの、何というか、公契約条例の、書いてはいませんが、大事な部分かなと思っていましたが、今、公契約のほう上がるのが早いんですよ。民が追いついていかないというのでしょうか。だから、じゃあ、官の仕事をする人は官の仕事だけやればいいのかというのは、私はやっぱり間違っていると思います。やっぱり、官でやる仕事のノウハウと民でやる仕事のノウハウがお互いに行き来することによって、それぞれのサービスの質が向上するとかということが間違いなくここはあると思っておりますので、何か公契約条例というのが、公の仕事と民の仕事を分断していくという方向にならないでほしいなというふうに私としては思っていますけれども、ただ、現実、我々、審議会で公契約における報酬を決めていくと、どんどん民と乖離していつているというのが、果たして我々がやっていることが正しいのかなというのが、ちょっと今回の公契約審議会の第1回に来るときに考えてきましたので、もしよろしければ、学識経験者のお二人から何か教えていただければなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○島田会長

はい。ありがとうございます。公契約条例の主なところというのは、今、水島委員がおっしゃったことが大変重要な機能だというふうに思っております。要するに、本来、税金でやるのが公の仕事なので、ある意味では安くできるというほうがいいということになるんですが、それでいくと、今度はそのことによって賃金が上がらないというような、そういうことをやると。これはやっぱり、むしろ公的な立場としたらうまくないんだという発想があるのだと思います。昔は民間全体では春闘相場

みたいなものがあるって、それを反映して人事院勧告がありという流れでずっと来ていましたが、やっぱり最近大分そこら辺の賃金の動きというのが変わってきている現状があると思います。一つは、やっぱりこの最低賃金の上がり幅というのが著しく高いわけですね。今回、額で言うと63円ですが、地方によっては一番、70円ぐらい上げているところも出てきているようです。東京の場合は63円という、いわゆる目安をそのまま踏襲したわけでございます。これが、かつてと違うのは、最低賃金に關しましては、一時あまり上がらなかったのも、生活保護費よりも低いという時期がございまして、これも解消しなきゃいけないというのがあったのですが、やっぱりその後、安倍内閣の下でやっぱりデフレの脱却ということが言われて、ただ、賃金というのは民間が上げなければ上がらないんですが、政策的にできるのはここだということで、本来、最低賃金審議会というのは全く行政から独立したところであるはずですが、やっぱりかなりのプレッシャーになる。今回も、各、まあ東京都の場合はないですが、いろいろな道府県で、例えば知事が要請するとか、こういう動きが非常に盛んになって、非常に政策的に最低賃金が上がっているという状況があります。ですので、恐らく皆さんもご存じのように、かつて東京都は別に、最低賃金額と実勢の、例えばパートの額なんていうのはあまり関係がなく推移していましたが、今はもうそこに連動するようになってきているので、そのこともやっぱりこの委員会としてはどうしても考慮すべき事項に、この間もしていきましたし、取りあえずしなきゃならないだろうというのが一つございます。

それからもう一つ、人事院勧告ですが、これは公務員の人手不足というのが国家公務員レベルでも相当深刻になってきているというのがあって、そのため、今回の、去年もそうでしたが、今年も、民間給与のために、初任給というか、そこを引き上げていこうという動きになり、これが大体地方も倣っていくだろうと。杉並区さんの場合は、私、存じ上げないのでよく分かりませんが、全体として、やはりどこの基礎自治体も人手が非常に集まらないという状況は非常に深刻になっております。そういうことがあって、我々がベースにすべきところというのが、やっぱ

りどうしても上がってきているというのは、ちょっと状況の違いがあるのかなというふうに思っているところです。人事院勧告も、今回は、比較対象企業50人以上だったのを、100人以上に今年から変えましたね。ただ、実は、昔は100人以上でずっとやってきていましたが、ある時期、公務員賃金は高過ぎるという議論があって、50人以上というふうに下げましたが、今回はまた、公務員賃金は安過ぎるという流れの中で変わってきたというような状況があります。

ということなので、我々はどうしてもそこに目線を持って公契約条例の額を考えていかなきゃいけないので、現状の中では、確におっしゃるように、民間の実勢のところはなかなか上がらない。それはどこも言われているところですね。大手はかなり上げて、やっぱり中小になかなか波及していないという実態というのはよく言われているところで、非常に、水島委員がおっしゃられているような現象というのは起きているというふうには、私も感じてはいるところでございます。ただ、大本のところ、やっぱり公契約審議会の持っている意味というのは、どうしても、やっぱりここは言わば実勢のラインなので、やっぱりここを目安にしてくださいという部分というのは最低賃金と並んで重要な意味を持っていると思いますので、そういう意味では従来のベースで取りあえず考えていくしかないのかなと。そういう意味では、確かに63円と、もし5%であればということですが、70円ということで差が出ますけど、それは現在の実勢の動きとの関係でやむを得ないのかなと。ある時期は民間のほうが伸びても、公務員の賃金はあまり上がらないという時期もございましたので、そういうこととの関係で考えていくのかなというふうには思っているところでございます。63円が70円になっても、最低賃金との格差が、まあまあまだ許容の範囲かなというふうに私自身は考えているところです。そういう意味では、私も、先ほど砂川委員がおっしゃったように、昨年と同様に会計年度任用職員の用務の1級30号級というところが出発点の議論になるのかなというふうには思っているところでございます。もし、今里委員のほうで何かございましたら。

○今里委員

はい、今里です。ありがとうございます。確かに、おっしゃるように

官民の分断というか、差があるのだらうというのは、何となく感覚的に私も分かっているところでもあり、かつ、もう90%というか、計算方式をもう出してしまっていると、毎年、何かそれが既定路線で独り歩きするという性格もあるわけなので、ご指摘を踏まえて、ある程度のやはり事実関係も見ながら、定規というか、物差しを機械的に適用するというよりは、それを目安にしつつ細かい議論もすべきなのかなという感想は持ちました。何かこの問題に、本来は国の政策でやるべきことが全部のしかかってきてしまっているというか、最低賃金にしても何にしても。先ほど島田会長がおっしゃいましたように、デフレ脱却の方策としてやれるところというか、手を突っ込めるところに突っ込んでいると言えなくもないということがありまして、何というんですかね、あまりこの問題への比重が大きくなり過ぎない、つまり、市場介入を、この最低賃金であるとか公契約の労働報酬下限額を用いてやり過ぎないという配慮も、やはりちょっとこう、いつも意識はしつつやっていかなきゃいけないのかなと。すみません、また感想めいたことにはなりますが、会長がおっしゃるような、全体の大きな流れはあるものの、細かい議論も必要かなと思った次第でございます。すみません。

○島田会長

今年の中央最低賃金審議会も、例年よりも1回多く7回やったということで、労使の隔たりがあるということはだんだん明確にはなってきているんですが、それでもやはりそういう規模の上がり方をして、東京都の場合はそのままですけど、もともと高かったところ以外は、みんな、目安額よりも上の額を今年はそれで妥結しているという。そういう、この、もちろん都会と地方との格差の是正ということが言われているんですが、そこはちょっと我々も見ていかなきゃいけないので、今の流れの中で市場介入であることは間違いありませんが、ただ、日本の最低賃金というのが、国際的に見るとそれほど高いというものではないとか、よく言われているところでございますので、そこは考えていかなきゃいけないのかなというふうに思っているところではございます。ですので、この審議会でいろいろ工夫して議論していただいて、会計年度任用職員の用務の1級30号級ということで、一応ご結論を頂戴しているところですので、

そこを前提とした議論ということで、細かい議論ということはもちろん第2回でしていただいてもいいのですが、そこを一つの出発点として議論させていただければなというふうには思っておりますが、いかがでございましょうか。

○水島委員 最後にいいですか。

○島田会長 はい。

○水島委員 すみません。島田先生、今里先生、ありがとうございます。東商の中で非常に悲痛な叫びとして出ているのが、やはり価格転換できていないんですよね。東京商工会議所という経済団体も、上の人は大手企業の役員さんがたくさんいて、いやあ、価格転換、ちゃんとやれよと言うんですけど、やっぱり現場の調達の部署の人はミッションがあって、仕入れに関してはここまでと。それがやっぱり彼らのミッションなんですよ。結果として、大企業、本当に、今、利益をどんどんたたき出しているんですけども、そこはやはり日本の長いデフレの歴史があって、なかなか大企業から仕事を頂いている中小企業においては、価格転換させてくださいと言っても、いや、もう今年はここまでしかないから勘弁するという、そんなことが実際に起きています。なので、その苦渋もぜひ、それに対してこの公契約審議会が何かできるかということはないとは思いますが、実態としてぜひ分かっていたきたいというところが、意見陳述で終わりにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○島田会長 ありがとうございます。はい、どうぞ、金子委員。

○金子委員 はい。ほぼ、今おっしゃっていただいた内容と同じ内容ですけれども、私としても、これまでの議論の積み重ねがありますので、まずは区の賃上げ状況を見た上で、それを踏襲するということによろしいのではないかなというふうに、まず入り口の議論はよろしいのではないかなというふうに思います。過去のこの数年間の議論の中で、最初は最低賃金を見ていきましょうということでしたけれども、それと、この下限報酬額の差があまりないという中で一つ知恵を出した結果が今でございまして、それをずっと続けるかどうかという議論はありますが、まず今年度の

入り口の議論としては、そこをスタートさせていくということによろしいのではないのでしょうか。最賃も5%、民間も5%超、賃上げがあるということになっていますので、それを超えるようなイメージというのは持っておりますけれども、そういった議論をぜひさせていただきたいというふうに思います。

その上でなんですけれども、急激な賃上げというのはやはり影響が大きいのかなというふうに思っておりますので、例えば区として目指す金額、それが1,500円なのか1,800円なのか2,000円なのか分かりませんが、あまり世の中の動向に左右されず、何ですかね、中長期的に上げていくという考え方ももしかするとあるのかもしれませんが、少しそういった議論も、次のステップになるのかもしれませんが、ちょっとまた新たな考え方をしていくような時期なのかなというふうに思っております。

あと、これも中長期的な視点かと思えますけど、何ですかね、人手不足、なかなか、ある業種によっては人が採れないというようなこと、人が採れないというのは、一定レベルの人材ということであれば、少し職種別の賃金設定というところも少し考えてもいいのかなというふうに思っておりますので、今年度中というのはなかなか難しいとは思いますが、少し議論のスタートとして、そういう提案もさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○島田会長 はい。ありがとうございました。ほかにご意見はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(なし)

○島田会長 それでは、基本的には、現在の設定基準である会計年度任用職員、短時間・用務から変更すべきではないということを念頭に置きつつ、下限額の引上げを考えましょうということでございます。この引上げ幅に関しましては、最賃をはじめとする本年度の賃上げの状況、それから人事院勧告の内容等を踏まえますと、少なくとも今年の最低賃金の引上げ率と同等、もしくは上回る引上げが必要になるのではないかと思います。こうしたことを共通の認識といたしまして、我々の目線としては、会計

年度任用職員の短時間・用務の1級ということを目線に置いて、10月の特別区人事委員会勧告の内容等を踏まえて、次回の審議会でもた改めてご意見を頂戴し、答申案を決定していきたいというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

(了承)

○島田会長 ありがとうございます。それでは、本日の意見を踏まえて、次回、具体的な金額を決定したいというふうに思います。何か、ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(なし)

○島田会長 では、本日は活発な議論を頂戴いたしまして、ありがとうございました。

改めて、次回は、本日の議論を踏まえ、着地点を見いだすように再度議論を行いたいと思いますので、委員の皆さん、引き続きよろしくお願いいたします。

日程につきましては10月ということですが、調整をお願いしておりますが、事務局のほう、いかがでございましょうか。

○小島契約係長 はい。それでは、事務局のほうから、今後の日程についてお諮りをさせていただければと思います。各委員さんのほうには、事前にご都合を確認した結果、10月28日の火曜日、15時から開始で皆さんのご都合が合いましたので、よろしければこの日程でご検討いただければと存じます。いかがでしょうか。

○島田会長 はい。では、第2回は10月28日火曜日ですかね。15時ということでよろしいでしょうか。

(了承)

○島田会長 じゃあ、はい、ありがとうございます。それでは、これで第1回審議会を閉じたいと思います。本日はどうもありがとうございました。